

第 1 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第1回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和2年7月10日（金）

9：58～11：45

場所：WEB会議形式による開催

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）中山間地域等直接支払制度の概要について

（2）中山間地域等直接支払制度の特認地域等の追加・変更について

（3）その他

3. 閉 会

午前 9時58分 開会

○地域振興課長 ちょっと時間よりも1分半ほど早いんですが、皆さん、お集まりのようでございますので、ただいまから中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。

私は、地域振興課長の植野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、奥田農村振興局次長から御挨拶を申し上げます。

○農村振興局次長 本日は中山間地域等直接支払制度の第5期対策が開始されて初めての第三者委員会となります。委員の皆様方には、お忙しいところ、委員会の委員に御就任いただき、改めて御礼申し上げます。

まず初めに、今回の委員会はオンラインによる開催とさせていただきました。委員の皆様には御不便をおかけすることにおわび申し上げますとともに、準備の段階から御協力いただいたことに対しまして、感謝申し上げます。

さて、本年3月末に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。計画では農村を維持し、次の世代に継承していくため、所得と雇用機会の確保、2番目に、安心して地域に住み続けるための条件整備、3つ目に、地域を支える体制、人材作りや魅力の発信等を通じた新たな活力の創出といった仕事・暮らし・活力の3つの柱に沿った農村振興を推進していくこととしております。

その中でも、農村に人が住み続けるための条件整備としては、日本型直接支払制度を構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化や人材確保、省力化技術の導入を推進することとしております。

一方、中山間地域等直接支払制度そのものは、第5期対策への移行に当たりまして、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地を、従来の協定農用地全体から当該農用地へ見直すとともに、集落戦略の作成を通じた農用地や集落の将来像の明確化、集落の地域運営機能の強化、そして棚田地域における振興活動等、将来を見据えた活動を支援することとしております。

さて、御承知のように、この中山間地域等直接支払制度は、平成12年度の創設以来、これまで4期20年にわたり実施してまいりました。その過程では、第三者機関の御意見をいただきながら中立性・透明性のある制度運営に努めるとともに、より現場の実情を踏まえた制度となるよう改善を図ってきたところでございます。

委員の皆様には、今後、本制度が一層の効果を上げられますよう、是非、忌憚のない御

意見、御助言を頂戴できればと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○地域振興課長 次長、ありがとうございました。

それでは、今回が第5期対策の下での初めての委員会となりますので、まず、委員の皆様を御紹介させていただきます。

高知大学の飯國委員でございます。

ジャーナリストの榎田委員でございます。

○榎田委員 よろしく申し上げます。

○地域振興課長 法政大学の図司委員でございます。

○図司委員 法政大学の図司です。よろしく申し上げます。お世話になります。

○地域振興課長 東京大学大学院の竹田委員でございます。

○竹田委員 竹田でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長 明治大学の橋口委員でございます。

○橋口委員 橋口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域振興課長 株式会社クニエの原委員でございます。

○原委員 原でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長 京都大学大学院の星野委員でございます。

○星野委員 京都大学の星野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域振興課長 当省側の出席者につきましては、お手元の資料を御参照いただきますよう、お願い申し上げます。

冒頭、幾つか注意事項がございます。本日の委員会は公開で行っており、傍聴の方も別室で本会議を御覧になっております。資料及び議事録につきましても、原則として公開することとなっております。議事録につきましては、委員の皆様に御確認いただいた上で、発言された方のお名前が入ったものを後日公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を開始いたします。

報道の方のカメラ撮りはここまでといたします。

それでは、まず、本委員会の位置づけにつきまして、改めて簡単に御紹介をいたします。資料の方、資料番号1を御覧ください。

資料1にありますとおり、中山間地域等直接支払制度においては、交付金の交付状況の

点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者委員会を設置することとされております。この規定に基づきまして、資料2の設置要領のとおり、第5期対策の下での中立的な第三者機関として本委員会を設置したものであります。

資料1にありますとおり、第5期対策の中間年の評価、最終年における最終評価について、皆様の御指導、御助言をいただいて取りまとめることとなります。委員の皆様には本制度のよりよい運用を目指す観点から是非、貴重な御助言をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、資料2の設置要領の第3にありますように、本委員会は委員の皆様の互選により委員長を選任していただくこととなっております。この委員長の互選につきまして、どなたか御意見はございませんでしょうか。

○星野委員 京都大学の星野です。

委員長として図司先生にお願いをしてはというふうに思います。図司先生は中山間地域をはじめまして農山村振興に関して造詣も深く、また、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、その政策審議会の企画部会専門委員としても活躍をされているということですし、今後の農村振興政策への理解も大変深い先生でございますので、委員長として適任ではないかというふうに考えております。いかがでしょうか。

○地域振興課長 ありがとうございます。ただいま、星野委員から図司委員を委員長にとの御発言がございました。委員の皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○地域振興課長 ありがとうございます。それでは、図司委員に委員長をお願いしたいと思います。

これ以降の議事運営は、図司委員長にお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○図司委員長 分かりました。法政大学の図司です。改めてよろしくお願いいたします。僭越ながら委員長の役を務めさせていただきます。私も諸先輩方がいらっしゃる中で、このような立場でお引受けするのは恐縮ですけれども、先ほど星野委員の方からも御推薦いただきましたので、お手伝いをさせていただきます。

先ほどの御挨拶の中でも20年で今回5期目ということで、実はこの中山間直払、私が大学院生のときに制度がスタートしたというところもありまして、そういう意味では、私もこの制度とともに中山間地域研究とか過疎地域のフィールドを研究にしながら、共に歩んできたという思いもございます。

とはいえ、前期の第三者委員会でも議論を先生方ともさせていただきましたが、やはり現場の皆さんは20歳の年を取られたというところもあって、やはり制度の持続性というところを考えると、恐らく今回の第5期は、ある意味、大きな議論を立ち上げていかないといけないような時期にも当たろうかと思っております。

そういう意味では、委員の皆さんに忌憚のない御意見をたくさん賜りながら、第三者委員会として、よりこの制度が次に進んでいくようにお手伝いできればというふうに思いますので、改めて委員の皆様も共によりしくお願いしたいと思います。

それでは、議事を進めてまいります。今回はスカイプを使うということで、恐らく、まだ不慣れな委員の皆さんもいらっしゃるかと思います。画面上に5人の方しか顔が出ないという形になっておりますので、御発言いただく場合は、ミュートを解除してお話いただくと自然に顔が出ますので、そのような形で進めていただいて、それ以外のときはミュートにさせていただくと、手元の雑音が入らずに、ほかのお声が聞きやすいかと思いますので、御協力をよりしくお願いしたいというふうに思います。

なお、私も自宅からつないでいますが、時々オンライン環境が悪くなることがありますので、万一、私の状況が悪くなった場合は、事務局の方でつないでいただきたく、よりしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今日は中山間地域等直接支払制度の概要についてというところで、まず、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 中山間地域・日本型直接支払室の担当室長をしております平山と申します。

私の方から資料3-1、中山間地域等直接支払制度をめぐる事情ということで説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただいて、1ページでございます。こちらで中山間地域の位置づけについて改めて触れさせていただいております。急峻な山地が多い日本においての中山間地域ということで、枠囲みの中にありますけれども、農林統計上の農業地域類型のうち、中間農業地域と、それから山間農業地域を合わせて「中山間地域」ということで呼ばせていただいております。

左の方にもありますけれども、人口としては11%ということではあるんですけれども、耕地面積であつたり販売農家数、農業産出額については、それぞれ4割を占めるというこ

とで、食料生産でありますとか多面的機能の発揮という面では、非常に重要な役割を持っている地域ということで捉えさせていただいております。

次のページに、その中山間地域の現状、それから導入の背景ということでお示しをさせていただいております。中山間地域、そういった重要な役割を担わせていただいている一方で、左の方のグラフにありますように、高齢化率の推移、それか人口減少についても、平地の地域に比べると、先んじた形で非常に進行が進んでおります。そういった中で、多面的機能の低下というものが、特に懸念されていると。

そういったことを踏まえまして、平成11年に成立しました食料・農業・農村基本法におきまして、国は中山間地域等において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援、こういったことを行うことにより、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるということで位置づけられたところでございます。これに伴いまして、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始したものでございます。

次のページには、その制度の創設までの経緯を示しておりますが、EUでの先立った動きですとか、食料・農業・農村基本法に位置づけられるまでの経緯を触れさせていただいておりますが、詳細の説明については割愛をさせていただきます。

続く4ページに、具体的な中山間地域等直接支払制度の概要について触れさせていただいております。本制度では中山間地域における一定の不利性を有する農用地を対象にいたしまして、集落等を単位に取決め、協定を締結していただいて、これに従って5年間以上、農業生産活動を継続する農業者に対して、面積に応じて一定額を交付する仕組みとして設けさせていただいております。

左の交付要件のところにありますけれども、対象となるところにつきましては、地域振興立法で指定された地域で、傾斜等の条件を満たした農用地ということになっておりまして、対象地域につきましては、(1)に示してありますような地域振興8法に、今年度から棚田地域振興法を加えて地域振興9法を対象としてございます。

対象農用地につきましては、(2)にありますような傾斜ですとか区画ですとか、高齢化・耕作放棄の状況ですとか、そういったものを踏まえて定めてございます。

これに加えて、(1)の②にありますように、都道府県知事が特段の基準を定めていく地域につきましても、指定をすることができることになっております。対象農用地につきましても、⑥にありますように、そういった規定を設けさせていただいておりまして、

この基準の変更につきまして、今回の委員会での議題にもさせていただいているところでございます。

右の上の方に移っていただきますと、交付単価を示させていただいております。平地との生産条件の不利を補正するという制度の目的に即しまして、地目別、それから傾斜区分別に生産コストの格差の範囲で単価を設定させていただいております。

また、令和2年度の予算の中では、棚田地域振興法への対応ですとか、前向きな取組を支援していく、そういった仕組みを強化させていただくこと等を行いながら、261億の予算を計上しておりまして、それらを右下にあるような交付金の交付の流れに即した形で交付をさせていただくことにしております。

国が2分の1、都道府県・市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担をして交付することになっておりまして、それぞれ対象農用地で農業生産活動を行う農業者等の間で締結される集落協定というものと、あと、認定農業者等が農用地の権限を有するものとの間で利用権の設定ですとか、基幹的農作業の受委託について締結する場合の個別協定という2つの種類で行われてきております。

また、交付金の使途につきましては、特定をされておられません。地域の実情に応じた交付金の活用が可能となっております。集落協定におきましては、水路・農道・農地の管理作業ですとか、共同利用機械・施設の整備などの共同取組活動の充当をされる場合や、個々の協定参加者に個人配分をする場合、そういった交付金の使用方法ですとか配分割合につきましては、協定ごとに地域で話し合われて様々な形態を有しております。

次のページに、その協定で定める活動内容について触れさせていただいております。参加者の合意で締結する協定の中では、左上の緑の枠で書かせていただいておりますけれども、農業生産活動等を継続するための活動ということで、耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理活動のような農業生産活動と多面的機能を増進する活動、これらを定めて記載をしていただくことになってございます。

また、2期対策からこういった基礎的な取組に加えまして、体制整備のための前向きな取組をしていただく場合には、交付単価を10割交付するということで進めさせていただいております。そういった2段階の交付の仕組みになってございます。

10割単価の受給要件につきましては、下の方に書かせていただいておりますけれども、4期対策まではA・B・Cと、農業生産活動の向上ですとか、女性・若者等の参画を得るための取組ですとか、持続可能な体制整備のための取組といった3つの要件から選択する、

そういった仕組みから、今期からは集落戦略の作成ということで一本化をさせていただいているところでございます。

右の方に集落戦略について少し触れさせていただいておりますけれども、中山間地域においては、農業や集落の維持を図っていくために、協定参加者が将来の地域、農地をどのように引き継いでいくのかということを話し合っていくことが非常に重要だというふうに考えてございまして、そういった協定農用地の将来像、それから協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対応について、協定参加者全員で話し合いを行いながら作成していただくものを集落戦略としてございます。

集落戦略については、中間年、令和4年度までを目途に作成をしていただくということで考えておりまして、市町村にそのフォローをしていただくんですけれども、国としてもしっかりと県・市町村と連携しながら、この取組について強力に推進をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次のページに、基礎的な活動に加えまして、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合の加算措置について紹介をしております。本対策からは棚田地域振興活動加算、それから右の方にあります集落機能強化加算、その下にあります生産性向上加算のような加算の新設、それから、左下にあります集落協定広域化加算といった、さきまで進めておりましたものの拡充、それから、超急傾斜農地保全管理加算の継続という合計5つの加算措置を5期対策の中で支援していくことにしております。

それから、次のページで、中山間地域等直接支払制度のこれまでの経緯について触れさせていただいております。平成12年度の創設以来、5年を一つの対策期間として実施してきておりますが、それぞれの対策期間において交付金の交付状況の点検・評価を踏まえまして、その時々課題にも対応しながら、必要な見直しを加えて継続実施してきております。

4期対策では、右の2つ目の枠でございまして、4期対策の課題としまして、人員・人材の不足、農村協働力（集落機能）の低下、農作業の省力化や農業収入の減少、それから、本制度の実施に当たっての負担感であったり不安感の増大といった課題があるということで、それらに対して取組が必要だということで課題を上げていただいております。

こういった課題を踏まえまして、5期対策におきましては、一番右の列に書かせていただいておりますけれども、体制整備要件の見直し、それから、前向きな取組を支援するための加算措置の強化、棚田地域の対応、それから、交付金返還措置の見直し、こういった

ことに鋭意取り組んできているところでございます。

次のページで4期対策、平成27年度から令和元年度の間、5年間で実施されました4期対策の実施状況について触れさせていただいております。4期対策につきましては、平成30年度時点で2万6,000協定、それから、60万人の協定参加者によりまして66万4,000ヘクタールの協定農用地の維持管理がなされてきております。

平成30年度における交付金の交付総額としましては531億円、内訳につきましては、左下の円グラフのところにありますように、個人配分が52%、それから、共同取組活動が48%となっておりまして、共同取組活動の使い道としましては、右下の円グラフにもありますように農道・水路の管理ですとか、農地管理ですとか鳥獣害対策、それから、地域の将来を見据えた取組ということで、共同利用機械の購入であったり共同利用施設の整備であったりということにも活用されてございます。

続く9ページで、その4期対策の実施に伴う効果について、まとめさせていただいております。中山間地域における生産条件の不利を補正して農業生産活動を継続する、そういった取組を支えることによりまして、荒廃農地の発生防止を図り、多面的機能の確保をするということで、この事業の目的とさせていただいておりますが、一定の仮定を置いた中での推計ではありますが、4期対策においては3万9,000ヘクタールの耕作放棄の発生防止を含めまして、7万5,000ヘクタールの農用地の減少の防止がなされたというふうに評価をさせていただいております。

また、4期対策の中間年評価で喫緊の課題とされておりました新たな人材の確保ですとか、集落機能の強化、それから、営農や施設管理の省力化といった課題に対応するために、集落協定の取組を支援する試行的な加算を令和元年度に実施しております。実施地区数としては全体で55地区、交付額は8,000万円余になってございます。

内容としましては、右下のところに例示をさせていただいておりますけれども、新たな人材の確保・活用を進めるための取組ですとか、②にありますように、集落機能を強化する取組、そういった中で交流拠点の整備を図るような、また、除雪の支援をするような取組がなされてございます。

また、農業の効率化に資するスマート農業の推進型ということでの取組も行われておりまして、ドローンを使った営農の省力化ですとか、草刈機の導入による管理の省力化のような取組についても取り組まれておりまして、こういった試行を踏まえまして、5期対策の中に加算についても充実を図らせていただくことになったものでございます。

続く10ページの方で、その5期対策のポイントについてまとめさせていただいております。左側については、これまでの説明の中で触れさせていただいております。これまで紹介していないものとしては、右の上の方にありますけれども、交付金返還措置の見直しということで、交付金の返還措置につきましては、連帯責任を恐れて本制度への取組を断念するといったような副作用が大きくなってきているという現状を踏まえまして、農業者が安心して取り組んでいただけるようにということで、これまで農業生産活動が継続できなくなった場合の遡及返還の対象農用地を、協定農用地全体としていたものについて当該農用地に見直しをさせていただいております。

また、次の枠、その他の運用改善としまして、集落協定における所得超過者の個人配分の取扱い、これまでは共同取組活動に限っていたものでございますけれども、その所得超過者が集落の中で、引き続き農地の保全活動についてしっかりと引き受けていただけるようにということで、引受け農用地については個人配分が可能ということで変更をさせていただいております。

また、対策初年度、本年度のような時期におきましては、事業計画の申請・認定という手続が、やはり時間が掛かるわけでございますけれども、そういった申請認定の前であっても、簡易な申請によりまして、一定の範囲内での交付金の早期交付ができるような措置で、地域の皆様が取り組みやすいような措置を設けさせていただいております。

また、ほかの調査等の情報、写真ですとかというものを使いまして、市町村の確認事務が軽減されるようにということで、そういった書類の活用についても運用として見直しをさせていただいております。

続く11ページに、4期対策の第三者委員会において示されました御意見につきまして触れさせていただいております。中山間地域等直接支払制度に対しまして、4期対策の中では、一部反映を5期対策の中で既にさせていただいているものもありますが、主な意見としまして、下に掲げるようなものが出されておりました。

農林業センサスを活用したデータ分析ということで、中山間直接支払制度を実施している集落、それから、実施していない集落を定量的に比較をする形で、その制度の効果をしっかりと見える化ができないかということを目指して受けておりまして、そういったことを引き続き継続的に行うべきではないかという御指摘。それから、4つ目の丸にありますように、本制度単独では解決できない、農業だけに限らない地域全体に係る課題も多い、そういったことを踏まえまして、中山間地域における暮らしを守るような視点での課題もあ

るのではないかとということで提起をいただいております。

引き続き、こういったものも含めまして、5期対策におきましては、皆様方とこの制度の運用のよりよい方法を御議論させていただければと思っております。

また、3月末に閣議決定されました新しい食料・農業・農村基本計画におきましても、中山間地域等直接支払制度につきましても、様々に重要であるということで意味づけがなされております。中山間地域等の特性を生かした複合経営等の多様な農業経営の推進ということで、こういったものを支えるために、生産条件の不利性を中山間地域等直接支払制度で補正すべきだという御指摘であったり、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた方策を進めていくために、世代を超えた人々による地域のビジョン作りの促進が必要だということで、直接支払制度の中で進めていくことになる農用地ですとか、集落の将来像の明確化、こういったものの活用も図るべきだということも位置づけられております。

また、丸の4つ目でございますけれども、地域を支える体制、人材作りの方策ということで、地域運営組織の形成を通じて地域の持続性を支える体制作りも必要だとされておりますけれども、中山間直接支払の方で検討しております集落協定の広域化等の推進についても、活用すべきだということで位置づけられているところでございます。

こういった視点も含めまして、また様々に御議論いただければと思います。

次のページに、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律についてということで掲げさせていただいております。平成26年に法律が制定されまして、平成27年度以降、中山間直接支払につきましても、この法律の下で安定的に運用をさせていただいております。また、3つの支払制度の連携を図りながら、よりよい形で地域の多面的機能の発揮のための取組を支援していくこととしております。こういったことも併せて、我々としては意識できていければと思っております。

最後に、基本計画の概要を付けておりますが、これについての説明については、割愛をさせていただきます。

以上です。

○図司委員長 平山室長、ありがとうございました。資料に沿って御説明をいただきました。

資料3-2の方には触れずに、よろしいですか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 3-2につきましては、30年度の実施状況という形で付けさせていただいております。本来であれば、昨年のデータが示せばいいんですが、

取りまとめの時期が遅れることになった関係で、30年度のものを付けさせていただいております。制度の状況が分かるデータという位置づけですので、説明については割愛をさせていただければと思います。

○図司委員長 ありがとうございます。資料3-1、3-2について御説明をいただきました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思います。今日は初回ということもありますので、ということと、スカイプで顔が見えにくいということもありますので、大変恐縮ですけれども、名簿のお名前順で私が指名をさせていただく形でコメントを頂戴できればと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

私は一番最後に、まとめも含めてコメントさせていただくということで、最初、飯國委員の方からお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○飯國委員 では、1つだけ質問させていただければと思っています。

11ページのところ、上の意見の部分の4つ目なんですけれども、集落協定単独では解決できないということで、もっと多分射程を広げなさいという議論が出てきたということなんですけれども、これは産業を膨らますという意味なのか、もうちょっと社会政策的な意味合いを含んでいるのか、少し中身が見えにくいので、補足をいただければと思いました。

私の方からは以上です。

○図司委員長 ありがとうございます。事務局の方から御説明をお願いしますでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 このところにつきましては、社会政策も含め得ることになるかとは思いますが、中山間地域等直接支払制度で受けられるものと、そうでないものも出てくるのかなというふうには思っております。いずれにしましても、そういったものを含めて様々に御議論をいただいて、その方向性については仕分をしていければいいのではないかなというふうに思います。

○図司委員長 飯國委員、よろしいでしょうか。

○飯國委員 例えば、林業も入れて考えるなんていうところまで検討してよろしいかどうかを教えてください。

○中山間地域・日本型直接支払室長 林業までということになりますと、なかなか難しい面はあろうかと思うので、まずは農業の面をベースに考えさせていただければと思います。

○飯國委員 了解です。

○図司委員長 ありがとうございました。

それでは、続いて榊田委員からお願いできますでしょうか。

○榊田委員 質問というのは特にはないです。ただ、意見だけ言わせていただきますが、冒頭で委員長の図司さんもおっしゃいましたけれども、4期から今度5期に入るわけですが、遡及返還の見直しで取りあえず5期、町村職員には「登録を減らさないように」と随分県の方から話を聞いているとプレッシャーが掛かっている、今回は何とか面積はもつのかもしれないですけれども、この状況でいくと、6期は本当にがたっと減るんだろうなという感じはひしひしとしているので、基本計画の中で地域政策の総合化とありましたけれども、本当に今回の5期はすごく大事な議論になってくるんだろうなと私も思っています。

特に、その中で、何ととってもやっぱり人問題が大きいなというのがあると思うんですけれども、市町村職員の育成といっても、市町村職員もこの担当って兼務で、大体皆さん、かなりぎりぎりな感じでやっていて負担感は非常に大きいので、多分、市町村職員に今以上に頑張れと言っても、なかなか難しい状況にあるんだと思うんですよね。

なので、それこそ外部人材とここには書いていますけれども、絵を描けるというか、その手伝いができるようなコーディネートができる人材を、やっぱり行政の支援の形でつくっていかないといけないんだろうなと。その候補として、所得超過者の話が出ましたけれども、所得超過者は結局みんな近隣で、割と成功している農業法人のリーダーさんとかがいらっしゃると思うんですけれども、JAさんなんかも多いと思いますけれども、そういう人たちがまずありかなと。外からぽっと入った人がビジョンを書きましようと言っても、なかなかそれは地域の人に受け入れてもらえないと思うので、ある程度その地域に絡んでいる方で、リーダーシップを取ってこられるような方で、市町村職員の外部の方を何とか連携していけるようなことが必要なのかなと。あと今回、集落戦略に加算措置の部分が一本化されたんですが、集落戦略の話合って結局、集落の人が集まるわけだけれども、今、その集落の人が集まるという意味では、人・農地プランの実質化でも人が結構集まっています、今、人・農地プランに関して言うと、ちょっと前までは、だんだん担い手だけに集まる人が限られてきて、それこそ土地持ち農家になって農地を貸した人とかは参加しないような形になっていたのが、実質化になってから、そういう人たちも含めて集落で話し合うという形になっていて、多分それって集落戦略を話し合う人たちと、ほぼ重なるんだろうなと思っているんですね。

なので、農水省さんとしては下に下ろせばいいんだけど、現場がどう対応できるかというと、じゃ、人・農地プランの実質化も集落戦略も含めて一緒に話し合っていこうよみたいな、何かそういう交通整理ができる人というのにも必要なのかなという気がしています。

以上です。

○中山間地域・日本型直接支払室長 御意見ありがとうございます。正にそういった形での6期に向けて、どういうふう集落が将来を描けるのか、それに対してどういうふうにお手伝いができるのかというのが重要であろうというふうに考えておりまして、加算措置の中でも新たな人材の確保のための集落機能強化加算であったりということも入れさせていただいておりますけれども、そういったツールだけではなくて、委員もおっしゃられたような市町村の役割を支えるような仕掛け作りであったりというものも、併せて考えていけないといけないのかなというふうに思っているところでございます。

地域内外の人材がうまく機能するように、それから、人・農地プランの実質化のような議論も有機的に連携できるような形で、是非、この集落戦略が中心になろうかと思っておりますけれども、そういったものの推進を図っていければと思っておるところでございます。また御指導をよろしくお願いいたします。

○図司委員長 榊田委員の方からございますか。

○榊田委員 ありません。ありがとうございます。

○図司委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて竹田委員の方からお願いできますでしょうか。

○竹田委員 竹田でございます。

私の方からは1点質問と、あと、もう一点、感想めいたこととお話しできればと思うんですけれども、まず1点目、質問の方なんです、12ページの方で、日本型直接支払制度間の連携というお話をいただいたかと思うんですけれども、コメントと重なるところがあるかもしれないんですが、いろんな話合いなり、いろんな方を巻き込みながら地域の資源を維持したり、地域の活性化をするという意味で、ここの連携ということも大事になってくると思うんですけれども、ここについて、ちょっとどういう連携の方向性とかビジョンを具体的に描かれているのかというところについて、もし何かあれば教えていただきたいというところが1つです。

あと、コメントの方につきましては、10ページの方に、5期対策のポイントということ

で、加算措置等もあると思うんですけれども、やはり交付金返還措置の見直しと、その他の運用改善のところが、どのように今後の中山間直払制度への参加状況等を含めて地域に変化をもたらすかというところを、5期対策を今後評価していく中で、インパクト評価の手法なんかも用いながら、きっちりデータでも分析していくということが、6期対策も含めた制度設計に非常に重要になってくるのではないかなという感想を持ちました。

その意味で、11ページ目にある中山間直払制度に係る意見というところで、データ分析の御指摘があると思うんですけれども、農林業センサスはもとより、例えば荒廃農地ですと農林業センサスでは直接に反映されないんですけれども、そういったデータも地理情報を含めて今はすごく整備が進んでいると思いますので、活用するデータの範囲ももう少し広げていって、もっと本当に中山間の制度の評価に食い込んでいけるような、そういう分析というのも考えられるかなというふうに感想として思いました。

以上でございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

それでは、事務局の方からお願いできますでしょうか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 3つの支払の連携の話、それから、データ分析の方向性についてということで、2ついただいたと思っております。

1つ目の3つの支払の連携につきましては、我々も今、一生懸命そういった方向性、取組を拡大させていただいているところでございます。地域ごとに形のありようは違っているんだとは思いますが、事務的なところであたりの統合、そういったものは可能性がございますし、まず、今させていただいているのは、そういった優良事例を集めさせていただいて連携をすることで、うまくいっている事例の横展開をさせていただくことかなというふうに思っておりますけれども、あとは、そういった事務の共用化を通じて、積極的に地域の前向きな取組に進んでいるようなところの事例も含めて、しっかりと横展開を図っていければと思っております。

それから、今回、5期対策でいろいろと拡充させていただいた内容も踏まえて、6期に向けてそういった施策のインパクトを定量的に、センサスに限らず、いろいろなデータを活用した中で分析した方がいいのではないかということでございますが、正に我々としても、そういった定量的に施策の分析を、センサスも含めていろいろな切り口で進めてみたいという思いでございまして、是非、そこにつきましては、この委員会を通じてしっかりと様々に分析を広げていければと思いますので、また具体的なやり方も含めて御指導いた

だければと思います。

○**図司委員長** ありがとうございます。

竹田委員、よろしいでしょうか。

○**竹田委員** ありがとうございます。大丈夫でございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

それでは、続いて橋口委員からお願いできますでしょうか。

○**橋口委員** すみません、パソコンの操作に手間取っておりまして、失礼しました。

中山間直接支払で集落協定が大きな役割を果たしていると思うんですけれども、協定の範囲というのは、第1期の対策のときから農地をベースに範囲が決められている、これはずっと変わっていない重要な点だろうと思います。

その上で、5期対策からは体制整備単価支払の要件が集落戦略に一本化された。その集落戦略のイメージと、この協定の範囲というのの親和性というのがどのくらいあるのかとか、あと、今回の第5期対策で集落機能の強化というところで加算がありますけれども、この場合の集落機能というのは、まさに生産に関わることでなくて、生活にまで対象を広げている。

一方で、この間進められてきた集落間の連携とか、あるいは協定の広域化という、この方向性も、多分、継続されているんだと思うんですけれども、こういった今申し上げたようなことに対して、うまくこれをまとめて現場で取り組むということが、うまくいくのかな、と。一つ一つを見ると、方向性が若干ばらばらしているかなというイメージがありまして、その辺りをうまくどうやって今後、集落がまとまって取り組めるのかという、これは質問というよりは、私自身の問題意識ということで聞いていただければと思いますけれども、そのようなことを思った次第です。

以上です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局の方から何かございますか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 重要な御指摘ありがとうございます。橋口委員がおっしゃられるように、基本としましては協定の単位としては集落であり、地域の農地でありということで、まとまりとしてはあろうかと思います。その単位をベースにしつつ、今、中山間直払の取組の中で広く変化してきているのが、広域化ということなんだろうと思います。

集落戦略の中でもそういったものも意識してもらいながら、その広域化も含めて地域で議論をしていただくのではないかなとも思いますけれども、その議論に当たっても、そういったもともとの結びつき、若しくは有機的なつながりというものも意識する必要があると思っております、単にくっつけた広域化で機能するわけではないんだと思うので、水のつながりであったり、共同活動的なつながりであったり、旧の小学校単位みたいな人の顔の見えるつながりであったりというもののつながりも、そういった広域化の要素にはなってきたらいいかなと思っております。

そういう意味では、活動の持続性に向けて、そういった広域化というものも選択肢として考え得るとしても、そういった地域の結びつきも地域で意識していただけるような形で、その検討をお諮りいただくということを丁寧にやっていければなというふうに考えているところでございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。橋口委員、よろしいでしょうか。

○**橋口委員** どうもありがとうございました。

○**図司委員長** ありがとうございました。

それでは、続いて原委員からお願いできますでしょうか。

○**原委員** 原でございます。

11ページの下の方に基づいて幾つか、こういうことができたらいいなと思っていることをお話ししたいと思います。

複合経営ということなんですけれども、今はコロナで、我々なんかもテレワークの比率が、今日なんかもスカイプの会議だと思うんですけれども、第5期が正にコロナ後の中山間地域になってくるんだと思うんですけれども、ある意味、この農林水産業にとっては、このコロナというのは私は絶好のチャンスだと思っていまして、今、一方で多くの大企業が役職定年後、企業側が職をあてがわなくなってきたような、あてがうポストがなくなってきたということで、それぞれ生きる道を探せみたいいな状態になっています。そういう人たちが50半ばで大量に大企業では発生している。

銀行で、みずほさんが去年約100店舗超ぐらい、たしか閉鎖すると。1店舗に40人ぐらいいろと思うので4,000人ぐらい。そのほか通信関係含め、大手企業でも、やはり役職定年後のコストというのは大きな課題になっていたりします。つまり、事務能力の高い銀行の方々だとか、あるいは通信に詳しい人たちというのが、暮らしの場というのをやっぱり模索するような時期でもあると。

そういうことを考えますと、1つは複合経営ですけれども、こういう人たちが定住してもらうためには、やっぱり定価の世界、定価・定量が本当は理想なんですけれども、自分たちの収入が計算できるような複合経営の農業というのを組み込む必要があると、そういう試行をこの5年のうちに是非やるべきだなというふうに思っています。

それで、それはある意味、先ほど榊田委員の方から、外部から「世代を超えた」と2個目のポチにありますけれども、思い切って絶好の機会ですので、そういう異業種の方々が定住してもらえる、いきなり定住じゃなくてもお試しから入るとか、それで定住してもらって、大きな刺激になっていくと思います。その刺激はコミュニティ機能の維持にも役立ついろんな技術やツールが普及していくと思います。

一例を挙げますと、今はもうほぼ実用化に近づいているのが、A Iでオンデマンドバスみたいなのができています。つまり中山間の高齢者が都市の病院に行くのに、無人でバスが動けるようになっていきます。そういうのも多分、このコミュニティの維持に役立つと思いますし、また、A I－O C Rといって手書きの、これは中山間も報告書だったり作業報告書とかが要と思うんですけれども、手書きのレポートもスキャンすれば、A I－O C Rが読み込んでデジタル化するような、そのようなものも実はもうJ Aで実験が進んでいたりしますので、そういう外部人材、たくさん入ってくれるかどうか分からないけれども、テスト的に是非この5年で、この中山間地のコミュニティの維持、農村の維持のために役立つような刺激を試していくべきじゃないかなと思っています。

以上です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局の方からいかがでしょうか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** ありがとうございます。複合経営というものを通じて地域に入っていただくような方の存在を多くしていく可能性について触れていただいたということで、非常に我々もそういったところの可能性を感じさせていただいているところでございます。

直接支払を支える多様な人材という意味で、そういった人たちは非常に今後重要になってくると思いますので、そういった方にはまっぴいっすのにどういうふうにしていったらいいのかということの検討、それから委員も言われましたような、入ってくる側にとって入りやすい、イメージが湧きやすい複合経営のイメージの提示、そういったことを併せてやっていく必要があるのかなと思っています。

この直接支払の中でではありませんけれども、複合経営の形、特に農業だけではなくて、半農半Xみたいな意味での外部人材の入ってきていただき方についても、別途議論が進んでおりまして、そういったものも活用しながら御提案をしていければと思っております。ありがとうございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。原委員からよろしいでしょうか。

○**原委員** ありがとうございます。結構です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

では、続いて星野委員からよろしくお願いいたします。

○**星野委員** 星野でございます。よろしくお願いいたします。

幾つか重なる点もございますけれども、お話をさせていただきますと、先ほど榊田委員より、5期は何かもつけけれども、6期になって大きく減少するのではないかという御指摘がありましたけれども、私もそれは大きく心配をしております。今回は返還措置、それが緩和をされたというようなことですので、対症療法的には何とか維持できるのではないかなと思うんですけれども、基本的には中山間直払の場合は所得補償ということですので、生産者が対象ということでありますが、中山間地域はどこでも高齢化が進んでいきますし、その将来というのは大変厳しいものがございます。そういうことを考えますと、今後はなかなか厳しいなというふうに思います。1点目です。

2点目は、やはりそういう意味では、広域化というのは非常に大事な方向性ではないかなと、今後も不可欠な方向性ではないかなというふうに感じております。なかなか小さな単位での集落では人材も得にくいですし、中にはこぼれていってしまう、制度から離れていってしまうような、そういう集落もたくさん出てくるんだろうというふうに予想されます。

広域化だから、それが全てカバーできるかというわけでもありませんし、広域化のスタイルは地域それぞれで異なってはいますけれども、やはり単位をもう一度見直して、組織を再編し広域化するというのは、必要なことになってこようというふうに考えております。

ただ、自発的に広域化のできるどころというのは、数的にはかなり少ないんじゃないかなというふうに思います。先ほど来、複数の委員の方から御指摘もありますように、やはり支援をしていく体制というのが大事ではないかなというふうに思います。先進的な事例の中でもやはり、たまたまかかもしれませんが、市町村の中の職員さんの働きかけであったり、いろんな外側からの働きかけで、一つのきっかけとしてそういった取組が広がってい

ったということもありますので、そういう意味からしても、働きかけの重要性というのは、改めて考えていただきたいなというふうに思います。

同じく、ちょっと側面は違うんですけども、今の広域化への働きかけということなんですけれども、同じような働きかけ、例えば集落戦略、これが今回クローズアップされていますけれども、なかなかマニュアルももちろん必要なんですけれども、それを見ただけで何かできるというものでもありませんので、それを地域の中の創意工夫であったり、そういったものをうまく引き出すような、それはやっぱり外側からのお手伝いというのが必要になってくるというふうに思います。

さらには、そういう組織、つくっている活動の中で、参加されている方の意識の変化も大事だろうというふうに思うんですけども、そういう集落戦略の策定プロセスを、単にこういうマニュアルがあるからこれに従ってくださいというのも、もちろん基本のベースとしては大事ですけども、それを本当の意味で生かすためには、そのプロセスに伴走するような支援体制というのが、やはり必要になってくるように思います。

この意味で、本格的な支援体制というのを、もっと入れていただいていたいいのではないかなというふうに思いました。

あと、もう一点だけ。ハードの整備は別の制度でありますけど、あんまり議論はされていないように思うんですが、ハードの整備は、やはり生産性の向上には大きく貢献いたしますので、このソフトな施策とハードな施策をうまく組合せを考えていくといった面での検討の余地はあるのではないかなというふうに思います。

かつて圃場整備事業がハードだけじゃなくて、担い手の再編も含めた総合化手法に拡張されたように、中山間の直払もまだまだハードの整備があれば、改善できるところもあろうかと思うので、そういった連携の可能性みたいなものも探ってもいいのかなというふうに思いました。

すみません、長くなりました。以上です。

○図司委員長 ありがとうございました。

それでは、事務局の方からお答えをお願いしますでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたと思っております。

地域の方向性として広域化というものも避けられないだろうけれども、それを進めるに当たっても市町村の体制、榊田委員からもありましたように、なかなか難しい状況になっ

てきていて、そういった状況も踏まえた形での働きかけ方のありよう、それから、集落戦略の重要性もある中で、そういったものについても働きかけ方のありようが重要になってくるのではないかと御指摘をいただいております。

また、ハード整備というものも、そういった地域の将来の方向を決めていく中では、有機的に意味があるので、そういったツールの活用についても検討があるべきではないかという御指摘だったかと思っております。

外部の人材の活用というのは非常に重要だということで、我々も認識をしております、広域化を図るにしても集落戦略を進めていくにしても、そういったものがやはり不可欠なんでしょうと思っております。その際に、今の市町村の体制から見ますと、市町村だけをお願いしますということでマニュアルを提示して進めていくということも、なかなか悩ましいのではないかとこのふうにも感じるところでございます。

そういったことも踏まえまして、5期対策の中で、例えば集落戦略をしっかりと全域で進めていくわけですが、こういったものの推進には、やはり県も含めてしっかりと議論をさせていただいて、県内でこういった形で進めていくことが、より地域にマッチした形になるのか、それぞれの市町村との関係で有機的に働きかけが進むのかというものをしっかりと議論させていただいた上で進めないといけないのかなというふうに考えておまして、このスタートを切る前半で、しっかりとそういった取組を県・市町村も含めさせていただきながら進めたいなと思っております。

その中で、恐らく人手の足りないところはこういった働きかけのサポートが必要なのかという話も出てこようかと思しますので、そういったところへのサポートについても、県ごとの手法になるかもしれませんが、そういったものを深めさせていただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

これらについては、まだ取組が進んでおりませんので、正にこれから県なり市町村と議論する際に、そういった視点も踏まえて、しっかりと議論を深めさせていただければと思います。

また、ハード整備につきましては、なかなかこの直接支払の条件不利を補正するというその仕組みの中に、ハード整備を盛り込むことは難しい面もございますが、中山間地域でこそ、そういったハード整備の効き目、加工施設の整備だとか、そういったものの効き目がある状況も事例の中では見えてきておりますので、直払の集落協定がしっかりとそういったものを扱っていただけるように、メニューについても充実をさせてきていただいている

ところでございます。

なかなかそれが集落ごとに結びついていない可能性もありますので、その使い勝手も含めて、より丁寧に情報を提供していきたいと思ひますし、そういった効果についても知らしめていければと思ひております。

以上です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

星野委員、よろしいでしょうか。

○**星野委員** 1点だけ補足をさせてください。

最後にお返事いただきましたハード整備の件なんですけれども、実際にはやっぱり事業の性格上、このハード整備を直接やることは無理だとは思ひんですが、例えば集落戦略の中にそういうふうな項目事項をちょっと入れる、あるいはハードの点検みたいなことを少し入れていただくような対応でも僕はいいかなというふうに思ひます。

以上です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

それでは、事務局の方でそれは受け止めていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。皆さんから御質問、御意見をいただきました。

冒頭、飯國委員の方から御質問だけでしたので、もし差し支えなければ、コメントも少し頂戴できればと思ひますが、飯國委員いかがですか。

○**飯國委員** 本格的な議論になるとは思ひていなかったもので、ちょっと驚いています。榊田委員さんをはじめみなさんから御指摘がありましたけれども、今の集落を見ていると、次がもつかなという状況があります。交付金の返還免除措置の拡大もどんどんされていつて、取りあえず踏ん張りどころとして受け間口を広げていらっしゃるのがよく分かるんです。しかし、問題はその次はどうするんだというところですね。

いま現場に立つと、次が見いだせないぐらい厳しくなっている。一遍に人口が本当に減って、一緒にやってきた人が次々に亡くなっていくという現場が展開しています。そこらあたりを含めて今後どうするのか。多分、今までなかったような、ヨーロッパも含めてなかったような直接支払がもしあるとすれば、そんな設計になってしまうのではないかというふうにも思ひています。以上、感想です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局からございますか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。我々もそういった危機意識を持って現場の把握に努めさせていただきたいと思いますし、この委員会の中でそういったことを踏まえて、どういうふうな在り方があり得るのかというのを、また議論させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○飯國委員 ありがとうございます。

○図司委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に、私が少しまとめながらコメントと、少し質問もさせていただこうと思います。

まず、質問の方ですが、今期に入って早々、新型コロナのことが出てきました。これはやはり集落で話合いの場がなかなか持ちにくくなっているということを現場の方からも伺ったり、行政の皆さんからも伺っています。その辺の状況を、直払に与える影響をどういうふうに本省のほうで御覧になっているかというところと、あと、本当に最近の話になりますが、豪雨災害による水害が特に中山間を含めてかなり影響が出てきております。全国的に広範囲になりそうな様子になっていきますけれども、その辺の影響がどういうふうに出そうかというところ、まだ見定めるところかもしれませんけれども、その辺の捉え方、感触みたいなのを聞きたいということが質問になります。

そして、まとめをもう先に申し上げようと思いますけれども、私も実は昨日、研究仲間と研究会を持っている中で直払のことが話題に上りまして、特にやっぱり5期にもうなってきたので、その辺がどういうふうに変わってくるかということと、加算措置の扱い方がどうなっているかということが結構議論になりました。

というのは、この直払は最初20年前にスタートしたときに、やはりどちらかというと、集落全体で共同取組を重視する形で是非活用してもらいたいということで、個人のところにそのまま入れるのではなくて、できるだけみんなで集落の中で使っていくということに、かなり重きを置いてスタートしたというふうには思っていますが、途中、個人配分のところの割合などもちょっといろいろ議論になったという経緯もあって、どちらかというと、先ほどお示しいただいた表にもありましたが、個人配分の方が割合が高いような状況に今なってきていると思います。

そういう中で、この加算措置が共同取組に資するものというんでしょうか、新しい取組をしていくときの原資になってきているという話が出ておりました。やはり一度、個人に配分してしまうと、それをもう一度みんなのために拠出してくれということは、なかなか

言いにくいということもあつたりするようなんですが、そういう意味で、加算措置はいろんな形でメニューをつくってきているんですが、現場としては、この加算措置がなくてはならないみたいな雰囲気にもだんだんなっているという議論もございました。

そういう意味でも、ここからまとめにつないでいきますけれども、やはり5期対策を今回この委員会の中で議論しながらも、委員の皆さんから出ていたように、6期に向けてどういう立て付けにしていくのかということは、結構早い時期からの議論が必要になってくるのではないかなというふうに思っています。やはり時代背景も変わってきていますし、先ほど榊田委員の中でもありましたが、やはり土地持ち農家の方が増えてきている、あるいは、先ほど飯國委員のお話にもありますように、高齢で亡くなられて世代交代ができるのか、それとも、もう耕作放棄で不在地主化するのかというところも出てきている中で、やはり集落の中で物事をすべて収められる時代ではなくなっているということもあろうかと思います。

そういう意味では、やっぱり直払自体はあくまで制度であり、ひとつの手段ですので、次の時代を見据えた農村のビジョンと言うんでしょうか。在り方みたいなものも何かしら射程に入れながら、制度設計なり今期の制度検証みたいなこともやらざるを得ない状況だろうと。そういう意味では、第三者委員会の持ち方も、場合によっては、これまでとちょっと違うスタイルということも想定しておいた方がいいのではないかなという気がしています。

それはやはり、先ほど皆さんからの意見にありましたように、連携とか接続の在り方と言うんでしょうか。主体間のこともありますし、地域内外の主体をつなぐであるとか、あるいは行政だけでも、やはり主体が、担当の方はもう手がいっぱいなので、外の主体とどう中間支援組織などと連携していくのか、あるいは飯國委員からも話がありましたが、農地で難しいところは林地化とか、そういうところでどう考えていくのかということも、やはり射程に入れざるを得なくなってくるんだろうという気がしております。

そういう意味でも、やはり農地保全というこの制度の一番メインのところは、当然ベースになると思いますが、様々なところで、かなり関連するところの議論を引き寄せていくようなことも必要ではないかなというふうに思っております。

先ほど平山室長の方から、農水の中でも既に農村政策の在り方であるとか、土地利用の在り方の検討会もスタートしておりますし、あと、日本型直払全体の在り方の議論の委員会もスタートしているというふうに、私も一部に関わりながら聞いております。

もしかすると、そのようなところでの議論もこちらの委員の皆さんにも共有いただけると、恐らく中身が深まりながら、この場としての議論もかなり厚みのあるディスカッションができるんじゃないかと思いますので、その辺は是非、御検討いただければよいかなと思っております。

ちょっと長くなりました。質問が1つと総括を含めたコメントということでお話をさせていただきました。

事務局の方からありましたら、お願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。コロナの影響ですとか豪雨災害の影響、それから、この委員会での議論の持ちようということで、少し大きな形でまとめをいただきました。ありがとうございます。

まず、コロナの影響でございますけれども、やはり4月、5月につきましては、なかなか話合いが持てないよという声が聞こえてきておりました。そういった中で我々としても、そういった形の中では集落の話合いに基づいて協定をつくっていただくのは、なかなか難しいなと考えておまして、必要に応じて認定の期間についても、市町村ごとに延ばしてもいいという形の御連絡も地域に対してさせていただいたところです。ですので、地域によってはそういった形で、少し話合いの時期を延ばしながら進めようというふうにされているところもあろうかと思います。

他方で、現時点で地域から聞こえてきております、今後、取組を進めたいというお話の中では、ある程度、まだ確定値が出ていないんですけれども、ボリュームがあるような情報になってきておりますので、比較的移動制限等が緩やかになってきて以降、そういった地域内での議論は進み始めているのかなという期待もしているところでございます。

また、豪雨災害等で、なかなかそういった意味でも、集落の話合いをしている場合じゃないということになってきている地域もあろうかと思います。そこについても、先ほど申し上げましたように、柔軟に集落の計画作りについては対応していただけるようになっておりますので、地域に無理のない形で進んでいければいいかなというふうに思っております。

また、委員会の中での議論、正に委員長もおっしゃっていただいているように、非常に多岐にわたってくるのではないかなというふうに我々、期待をしております。その中で他の検討会ですとか委員会の中での議論も、やはりこの委員会の中にも共有をさせていただく中で、より広がりのある方向性が見え得るのかなというふうにも確かに感じるところで

ございますので、そういった情報については折々に是非、情報提供をさせていただければと思います。

そういったことを踏まえて6期、それから、その先に続く中山間地域の農業生産活動を中心とした地域のお支えができるようなことになれば、ありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

○図司委員長 ありがとうございます。委員の皆様からも様々な御意見を頂戴しましてありがとうございます。

初回として非常に厚みのある、飯國委員もコメントされましたが、議論がスタートできたことを大変うれしく、ありがたく思っております。本来であれば、もうちょっと時間を延長したいところですが、もう一つ議事がございますので、次の議事の方に移らせていただこうと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事の2つ目になりますけれども、「特認地域等の追加・変更について」が議論になります。事務局から説明をまず、お願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 そうしましたら、再度、私の方から説明をさせていただければと思います。

この制度の対象となる地域、農用地につきましては、各県において特認の基準を設けることができるということとなっております。このことにつきまして、資料4に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。特認の仕組みにつきまして確認的に整理をさせていただいております。制度の概要で御説明を申し上げましたように、交付金の交付対象となる農用地につきましては、一定の対象地域の中で所定の基準を満たす農用地となっております。

1ページの黄色の部分でございますけれども、一義的には地域振興立法で指定を受けた地域ということになります。また、その対象となる農用地につきましては、緑色の部分でございますけれども、傾斜度等の基準を満たす農用地ということになっております。それぞれその地域、農用地について、知事において特認部分の設定がし得る仕組みとなっております。4期対策では特認地域につきましては、45の都道府県で特認地域の指定が活用されております。

また、緑色の下の方にも書いておりますけれども、特認基準につきましては、6県で設定がされておまして、主には離島の平地農地を救うような形で活用がされております。

少し飛ばさせていただきます。最終9ページのところに、国がこの特認基準をつくって

いただく際に参考にさせていただきたいということで示しております特認基準のガイドラインを掲載しております。地域振興立法の地域ですとか対象農用地と同等の条件不利性を提示していただいて、条件不利性に係るデータを都道府県として明らかにしていただく中で設定をしていただくことにしております。

1つ目は8法地域内の農用地ということで、8法地域内の農用地の勾配等で定められている条件と同等の農業生産条件の不利性がある、それから、耕作放棄率が高い農地について基準を策定できることとなっております。また、8法地域外の農用地につきましても設定ができることになっておりまして、特に（1）から（3）のいずれかの要件を満たす地域について、指定ができるということになってございます。

こういったガイドラインを踏まえまして、都道府県において特認地域の検討を進めることになっております。

戻っていただきまして、2ページでございます。その特認地域を定めていくに当たっての流れでございます。都道府県においては、先ほども触れさせていただいた国の特認基準のガイドラインを参考に特認地域、特認基準の案を整理していただくことになります。その際には、条件不利性を示すデータも併せて整えるということになっております。

その情報を都道府県の第三者委員会に示していただいて、そこで審査・検討を経ていただくことになります。そういつて経たものを国に協議していただくことになっておりまして、今回、国の方で検討をさせていただきました。国では国の第三者機関から御意見をいただいた上で、必要があれば調整を加えるという形が運用通知上の規定になっておりまして、今回、それをお諮りさせていただくものでございます。

なお、4期対策までに設定されております特認地域、特認基準の一覧については、別途配付しておりますが、その説明につきましては、今回は省かせていただければと思います。

続く3ページ以降、5期対策に移行するに当たりまして、具体的に出てきた9つの県からの特認地域の変更案についてお諮りをしていきたいと思っております。それぞれに事務局としての所見も触れさせていただいております。このような形で取り計らってよいかというものをお諮りするものでございます。

まず、青森県の変更案でございます。3つございまして、1つ目につきましては、農業従事者の高齢化率・耕作放棄率の基準をそれぞれ、県平均の変化に伴って基準値を変更したいというものでございます。また、2つ目につきましては、人口減少率の基準値、これの算定年次の範囲を直近の調査年次に更新したいというものでございます。

3つ目でございますけれども、特認地域の項目を1つ追加したいというものでございまして、その意図するところとしましては、4期対策で対象とされていた地域のうち、引き続き条件不利性がある地域を対象として扱いたいという趣旨でございます。これは青森県の場合、従来、農林業従事者の基準に基づいて指定されていた地域において、周辺人口の増加等で農業従事者の割合が相対的に減少して、対象外になる地域が出てきたという事情があるということでございます。このため、青森県では前期対策で取り組んできた地域で、ここに示します6つの指標のうち、3つ以上を満たす条件不利性が認められる地域を対象として追加したいというものでございます。

3つの変更案につきましては、対象となる地域についての条件不利性がデータによって認められましたので、変更案については妥当ではないかということで考えてございます。

次のページに進ませていただきます。岩手県でございます。岩手県につきましても、青森県と同様、基準値の算定年次の範囲の更新というものと、特認地域の項目の追加という2つがございます。

追加理由としましては、統計の変更等によって、対象となる地域のうち条件不利性が引き続き認められる地域を対象に特認地域を追加しようとするものでございます。変更案について対象となる地域のデータによる条件の不利性について確認ができましたので、変更案については妥当ではないかというふうに考えてございます。

続く下段の福島県でございます。こちらにつきましては、特認地域の項目を統合しようとするものでございまして、変更の理由としましては、県内の農業情勢の変化によりまして、条件不利性が増している地域というものが出てきていると。こういったところを対象にできるように特認地域を統合していきたいということでございます。

複数の指標を設けた変更案によって新たに対象となる地域について、条件不利性をデータで確認させていただいたところ、条件不利性を有する地域であるということで認められますので、変更案については妥当ではないかというふうに考えてございます。

次の5ページに移らせていただきます。茨城県と長野県につきましては、青森県等と同様、基準値等を更新するというものになっております。変更案につきましては、新たに対象となる地域について、データによって条件の不利性を有する地域であるということが確認できましたので、変更案については妥当ではないかというふうに考えてございます。

真ん中の栃木県でございますけれども、1つ定めておりました項目を2つに分けたいということでございます。変更理由としましては、3法指定地域に地理的に接し、それから、

同程度の条件不利性を有する地域を対象にしようとするものでございまして、変更案につきましては、国のガイドラインに沿った内容であるということですので、変更案は妥当だというふうに判断をしております。

続きまして、6ページをお開きください。新潟県でございます。これまで2期対策で対象としていた地域を限定に特認地域の対象とされていたんですが、その対象の限定を除くものでございます。変更理由としましては、福島県と同様、県内の農業情勢の変化によりまして、条件不利性が増している地域が出てきているということで、そういったところを対象とするものでございます。変更案について新たに対象となる地域につきまして、データによる条件の不利性が確認できましたので、変更案については妥当ではないかということで考えてございます。

下段の福岡県でございます。こちらにつきましては、青森県等と同様に基準等の更新を行うものになっております。変更案に基づきまして、新たに対象となる地域について、データによる条件の不利性について確認できましたので、変更案につきましては妥当ではないかということで考えてございます。

続く7ページ、最後の熊本県でございます。熊本県につきましては青森・岩手等と同様に、特認地域の項目を追加するものでございます。変更理由も岩手と同様、統計の変更等によって対象とならなくなる地域があるんですけれども、引き続き条件不利性が認められる地域を対象に、特認地域を追加したいというものでございます。

変更案につきましては、対象となる地域について、データによって条件の不利性を有する地域であると認められましたので、変更案については妥当ではないかというふうに考えてございます。

熊本県の2つ目でございますが、特認地域内の対象農用地の基準について変更を加えるということになってございますが、これについては、現行で定められていた国のガイドラインの範囲内という項目の内容の具体的な明示化ですので、妥当であると判断してございます。

以上が今回、各県から提出を受けております特認地域の変更案の内容と、それに対する事務局の所見でございます。よろしくお願いいたします。

○図司委員長 御説明ありがとうございました。特認地域の件につきまして、お話いただきました。前後の文脈については資料4-2を併せて拝見すればいいということですね。ありがとうございます。

それでは、コメントがある委員の皆様は、お手数ですが、お名前も言っていただいて御発言をいただこうと思います。いかがでしょうか。

原委員、お願いします。

○原委員 2つありまして、1つは資料3-2の22ページに、8法地域内特認の面積という欄がありまして、こちらが新潟、長崎、島根の順という特定の圏域での実施に偏っているなど。このページの今、映っているところのもうちょっと下の方、左から8個目ぐらい、その3県に偏っている理由をお尋ねしたいなというのが1点目です。

もう一つは、8法地域外の方なんですけれども、45県が対象だということなんですけれども、一体、全交付面積に対して、どのくらいのボリュームに該当しているのがこの8法地域外特認なのかということをお尋ねしたいです。

○図司委員長 ありがとうございます。そもそもの分量というか、面積のところのお話ですね。

○原委員 そうですね。

○図司委員長 ありがとうございます。

では、事務局の方からお答えいただけますか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 まず、この22ページのところでございますが、8法地域内の特認というのが都合6県ございます。トータルとしましては、田を対象にしているのが3,899ヘクタールということなんですけど、これは冒頭でも御説明させていただきましたように、主には9法、地域振興立法の中の農地のうちで離島の平地を対象にカバーをされているケースになっておりまして、そういったことで離島を抱える都道府県さんで活用されているというのが実態でございます。

また、もう一つ御質問いただいておりました特認地域全体が交付対象面積に対してどれぐらいの割合を占めるかということにつきましては、特認地域自体が全体交付面積66万4,000余の面積に対して5万ヘクタールということで、大体7.6%ぐらいの面積割合に相当するところでございます。

○原委員 ありがとうございます。

○図司委員長 原委員、よろしいですか。

○原委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○図司委員長 ありがとうございます。

ほかの皆様から御質問、コメントはいかがでしょう。特段よろしいでしょうかね。

皆さんの顔が分からないので、お声で判断するしかないんですけども、よろしいですかね。

それでは、特認基準を今回御提案いただいたものについては、国の第三者委員会としては特段付与するものはないということで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

原委員からの御質問も大変大事なところを御質問をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで予定されていた議題2つが終了いたしましたので、これで終了したいと思います。

本日は円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局の方にお返しをします。

○地域振興課長 図司委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、活発な御議論、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

この後の委員会の日程でございますけれども、可能であれば秋頃に委員の皆様、本制度に取り組んでいる現地を御視察いただくことを考えていたところでございますが、これにつきましては改めて事務局から皆様に御相談の上、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

その後、今年度末にかけまして、第2回の会合を開催したいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、本日の会合はこれにて閉会にいたします。皆様、どうもありがとうございました。

午前11時45分 閉会